

令和 3 年 1 月改正

定 款

神鋼鋼線工業株式會社

神鋼鋼線工業株式会社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 （商号）

本会社は神鋼鋼線工業株式会社という。

英文では KOBELCO WIRE COMPANY, LTD. と記する。

第 2 条 （所在地）

本会社は本店を尼崎市に置く。

第 3 条 （目的）

本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鋼線・めっき鋼線およびワイヤロープの製造販売
2. 鉄線・めっき鉄線・釘・鬼針金および金網の製造販売
3. ステンレス鋼線・ステンレスワイヤロープおよび合金線の製造販売
4. その他線材二次製品の製造販売
5. アルミニウム製品その他非鉄金属製品の製造販売
6. 各種構造物の建設工事・土木工事および電気工事の請負
7. タイヤ滑り止め装置等自動車用品の製造販売
8. 金属加工機械および関連する器具・工具・部品等の製造、修理、販売
9. 前各号に関連する技術の販売
10. 不動産の売買、賃貸および管理
11. 前各号に付帯または関連する一切の事業

第 4 条 （機関）

本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 （公告方法）

本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数・単元株式数）

本会社の発行可能株式総数は880万株とする。

本会社の単元株式数は100株とする。

第7条 （自己の株式の取得）

本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

第8条 （単元未満株式の権利）

本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 （株主名簿管理人）

本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

この場合、本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

第10条 （株式取扱規則）

本会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第 11 条 （株主総会開催時期）

本会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集する。
前項のほか必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

第 12 条 （定時株主総会の基準日）

本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 13 条 （株主総会の議長）

本公司株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。
取締役社長支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

第 14 条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 15 条 （株主総会の決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 （議決権の代理行使）

株主が代理人によって議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主 1 名でなければならない。
株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本公司に提出しなければならない。

第 17 条 （株主総会議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役および取締役会

第18条 （取締役の数）

本会社の取締役は15名以内とする。

第19条 （取締役の選任）

取締役は株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第20条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第21条 （役付取締役の分掌）

取締役会長は取締役会を主宰する。

取締役社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。

取締役副社長・専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して、会社の日常業務を処理する。

取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に支障あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

第22条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 24 条 （取締役会招集の通知）

取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 25 条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は取締役会長がこれを招集し、議長となる。

取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会の決議により予め定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

第 26 条 （取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 （取締役会議事録）

取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

第 28 条 （取締役の責任免除）

本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 29 条 （監査役の数）

本会社の監査役は 4 名以内とする。

第 30 条 （監査役の選任）

監査役は株主総会の決議によって選任する。

前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条 （監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

第 33 条 （監査役会招集の通知）

監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 34 条 （監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 35 条 （監査役会議事録）

監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

第 36 条 （監査役の責任免除）

本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

第 37 条 （事業年度）

本会社の事業年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 38 条 （期末配当金の支払）

本会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録の株主または登録株式質権者に、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 39 条 （中間配当）

本会社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録の株主または登録株式質権者に対し、中間配当金（会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当をいう。）を支払うことができる。

第 40 条 （配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 5 年を経過したときは、本会社に帰属する。

制定	昭和 29 年 4 月 1 日
改正	昭和 30 年 5 月 30 日
改正	昭和 31 年 11 月 29 日
改正	昭和 33 年 11 月 29 日
改正	昭和 34 年 5 月 25 日
改正	昭和 35 年 11 月 19 日
改正	昭和 36 年 5 月 27 日
改正	昭和 37 年 5 月 30 日
改正	昭和 38 年 5 月 29 日
改正	昭和 46 年 4 月 1 日
改正	昭和 46 年 5 月 25 日
改正	昭和 50 年 5 月 26 日
改正	昭和 54 年 6 月 25 日
改正	昭和 57 年 6 月 22 日
改正	昭和 60 年 6 月 28 日
改正	昭和 61 年 6 月 27 日
改正	昭和 62 年 6 月 26 日
改正	平成 3 年 6 月 27 日
改正	平成 4 年 6 月 26 日
改正	平成 6 年 6 月 29 日
改正	平成 10 年 6 月 26 日
改正	平成 13 年 6 月 27 日
改正	平成 14 年 6 月 26 日
改正	平成 15 年 6 月 25 日
改正	平成 16 年 6 月 25 日
改正	平成 18 年 6 月 28 日
改正	平成 20 年 6 月 25 日
改正	平成 21 年 6 月 24 日
改正	平成 27 年 6 月 24 日
改正	平成 29 年 6 月 21 日
改正	平成 29 年 10 月 1 日
改正	令和 2 年 6 月 24 日
改正	令和 3 年 1 月 1 日